11. JAリフォームローン(一般型)

(2024年4月1日現在)

商品名	JAリフォームローン(一般型)
INTHA H	
ご利用 いただけ る方	
	〇お借入時の年齢が満18歳以上満66歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。
	○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得
	とします。)。
	○原則として、勤続(または営業)年数が3年以上の方。
	○原則として、団体信用生命共済に加入できる方。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
	○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他
	住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および空き家解体資金を対象とします。
	ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当JAが所在を確認できる範囲内のもの
	とします。
	(住宅関連設備の例)
	①門、塀、車庫、物置。
	②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。
次人は冷	③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。
資金使途	④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。
	⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥士児火災療システィ
	⑥太陽光発電システム。
	⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。
	⑩その他住宅本体以外のもの。○現在、他金融機関または信販会社から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有
	世保ローンのお借換は対象外とします。
	○10 万円以上 1,500 万円以内 (1 万円単位) とし、所要金額の範囲内とします。
借入金額	○10 万円以上 1,500 万円以内 (1 万円単位) とし、所要金額の範囲内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち 500 万円以内とします。
	〇1年以上15年以内とします。
	○1 平以上 15 平以内としょり。 ○ただし、他金融機関または信販会社から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入
借入期間	期間は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。
	〇また、空き家解体資金の場合、借入期間は1年以上10年以内とします。
借入利率	○変動金利とします。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(短期プラ
	一
	率を変更いたします。
	- キャグス、たじょう。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方

	式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増額返済方式(毎月返済)	
	式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額	額
	は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。	
担保	○不要です。	
保証人	○当 J Aが指定する保証機関(京都府農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますで、原則として保証人は不要です。	か
保証料	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料(例)】	
	お借入期間 3年 5年 7年 10年 15年	
	保証料 5,488 円 9,179 円 12,959 円 18,787 円 28,869 円	
	○原則として、当 J A所定の 4 種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきまっ	
	なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類に。	_
	りお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。	人
団体信用	団体信用生命共済名 加算利率	
生命	団体信用生命共済(特約なし) なし	
共済	三大疾病保障特約付団体信用生命共済 年 0.1%	
	団体信用生命共済(連生) 年 0.1%	
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生) 年 0.3%	
	○取扱 1 件につき: 5,500 円 (消費税等含む)	
	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	狄
	一旦には、一旦において、主領または、前様工及併をされる場合は、次の事が 手数料(消費税等含む)が必要です。	历
手数料	・全額繰上返済の場合…3,300 円	
	・一部繰上返済の場合…3,300円 ・一部繰上返済の場合…3,300円(JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は無料	sL)
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円の条件変更	• •
	手数料(消費税等含む)が必要です。	~
	○苦情処理措置	
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A本支	·店
苦情処理	または信用部(電話:0771-22-6982)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など	
措置およ	情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。	
び紛争解	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております	
決措置の	○紛争解決措置	, 0
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 ₋	Ŀ.
内容	記当JA本支店またはJAバンク相談所にお申し出ください。	_
	東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031)	

	第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)
	, <u> </u>
	第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)
	京都弁護士会紛争解決センター(電話:075-231-2378)
	兵庫県弁護士会紛争解決センター(電話:078-341-8227)
	公益社団法人民間総合調停センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。
	上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
	※ 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」と
	いう)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づ
	き、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、
	共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具
	体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
	中間 147
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさ
	せていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、
	あらかじめご了承ください。
	 ○印紙税が別途必要となります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせく
	ださい。
	^~~~。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済により本ローンが完済された場合、もうー
	方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる
	場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

JA京都